

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○指定納付受託者の指定	第171号	(地方創生課)	2
○愛知県公報の価格の廃止	第172号	(法務文書課)	2
○電子情報処理組織により申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準等に関する告示の一部改正	第173号	(情報政策課)	2
○公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定の一部改正	第174号	(人事課)	3
○口頭により閲覧の求めをすることができる個人情報の指定の一部改正	第175号	(県民総務課)	3
○指定納付受託者の指定	第176号	(社会活動推進課)	3
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数等として知事が定める数の一部改正	第177号	(国民健康保険課)	3
○地域における産業集積の形成及び活性化を図るため企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種として知事が定める業種の一部改正	第178号	(産業立地通商課)	3
○知事管理漁獲可能量の設定	第179号	(水産課)	3
○道路の区域の決定	第180号	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	第181号	(同)	4
○道路の占用を制限する区域の指定	第182号	(同)	4
○道路の占用を制限する区域の指定	第183号	(同)	5
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画下水道事業新城公共下水道)	第184号	(上下水道課)	5
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画下水道事業豊川公共下水道)	第185号	(同)	6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画下水道事業蒲郡公共下水道(豊川処理区))	第186号	(同)	6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業稲沢公共下水道(新川西部処理区))	第187号	(同)	6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画下水道事業豊橋公共下水道(中島処理区))	第188号	(同)	6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画下水道事業豊橋公共下水道(豊川流域関連処理区))	第189号	(同)	6
○愛知県流域下水道事業財務規則第3条第1号及び第2号に規定する知事が別に定める支出負担行為及び有形固定資産の処分の一部改正	第190号	(同)	7
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (知多都市計画道路事業3・4・302号養父森岡線及び知多都市計画都市高速鉄道事業名古屋鉄道河和線)	第191号	(都市整備課)	7
○広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定の一部改正	第192号	(公園緑地課)	7

○海岸保全区域の指定の一部改正	第193号	(港湾課)	8
○港湾管理者の長が管理する区域の指定の一部改正	第194号	(同)	8
○愛知県手数料条例別表第14建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する知事が定める機関等の一部改正	第195号	(建築指導課)	8
○愛知県手数料条例別表第14低炭素建築物新築等計画認定事務の項に規定する知事が定める機関等の一部改正	第196号	(同)	8
○愛知県手数料条例別表第14建築物エネルギー消費性能基準適合認定事務の項に規定する知事が定める機関等の廃止	第197号	(同)	8
○スポーツ施設の使用料の細目料金及び加算額の一部改正	第198号	(競技・施設課)	8
○愛知県財務規則第2条の規定による各かいの指定の一部改正	第199号	(会計局管理課)	9

病院事業庁告示

○指定納付受託者の指定	第4号	(経営課)	9
○指定公金事務取扱者の指定	第5号	(同)	9

内水面漁場管理委員会告示

○こいの放流等に関する指示	第3号	(内水面漁場管理委員会)	10
○令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量	第4号	(同)	10

告 示

愛知県告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和7年3月28日次のように指定した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入を納付させる期間
株式会社メルペイ 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木 ヒルズ森タワー	デジタルプラットフォームを利用して行う物品の売払いに関する財産売却収入及びデジタルプラットフォームを利用して納付する防災ボランティア活動支援事業に関する寄附金	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

愛知県告示第172号

令和2年愛知県告示第103号（愛知県公報の価格）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第173号

平成16年愛知県告示第548号（電子情報処理組織により申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

告示文中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

愛知県告示第174号

平成13年愛知県告示第305号（公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

第2項中「、経済産業推進監」を削り、「感染症対策監」の次に「、水素社会・モビリティ推進監」を加える。

愛知県告示第175号

令和5年愛知県告示第151号（口頭により閲覧の求めをすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

表岡崎高等技術専門校入校選考試験の項中「岡崎高等技術専門校入校選考試験」を「三河高等技術専門校入校選考試験」に改め、同項中「岡崎高等技術専門校」を「三河高等技術専門校（東三河校を除く。）」に改め、同表東三河高等技術専門校入校選考試験の項中「東三河高等技術専門校入校選考試験」を「三河高等技術専門校東三河校入校選考試験」に改め、同項中「東三河高等技術専門校」を「三河高等技術専門校東三河校」に改める。

愛知県告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和7年3月28日次のように指定した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入等を納付させる期間
コケナワホールディングス株式会社 清須市西枇杷島町芳野一丁目32番地	インターネットを利用して納付する令和7年 防災ボランティア活動支援及びウクライナ避難 民生活支援に関する寄附金	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

愛知県告示第177号

平成30年愛知県告示第216号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数等として知事が定める数）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

表中「1」を「0.8」に、「1.1946537531230」を「1.1836350707414」に、「1.0962072616684」を「1.0659017836122」に、「1.1797556927006」を「1.1720674339622」に、「0.999999994453」を「0.999999993745」に、「1.1761163887634」を「1.1617815562926」に、「0.999999981891」を「0.999999980097」に改める。

愛知県告示第178号

平成30年愛知県告示第180号（地域における産業集積の形成及び活性化を図るため企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種として知事が定める業種）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域（西尾張地域）の表機械・金属関連産業の項の次に次の1項を加える。

新エネルギー関連産業	16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）
------------	---

3 高浜市、みよし市及び額田郡の区域（西三河地域）の表健康長寿関連産業の項の次に次の1項を加える。

新エネルギー関連産業	16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）
------------	---

愛知県告示第179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、次の特定水産資源に関する令和7管理年

度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛知県くろまぐろ（小型魚）漁業	1.0トン

2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛知県くろまぐろ（大型魚）漁業	2.0トン

3 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛知県するめいか漁業	現行水準

愛知県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和7年4月1日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域		
		区間	敷地の幅員	延長
県道	長沢蒲郡線	蒲都市清田町上大内23番1地先から同丸山町471番2地先まで	m 7.9～33.0	km 4.134
	豊橋幸田線	豊橋市八町通一丁目19番地先から額田郡幸田町大字桐山字縄手18番1地先まで	7.0～76.0	27.510

愛知県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和7年4月1日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	新旧別	道路の区域		
			区間	敷地の幅員	延長
一般国道	23号	旧	豊橋市八町通一丁目19番地先から額田郡幸田町大字須美字牛ノ松17番1地先まで	m 7.0～76.0	km 30.239
		新	—	—	—
	473号	旧	蒲都市松原町238番地先から同清田町上大内20番1地先まで	7.9～33.0	4.105
		新	蒲都市清田町上大内30番2地先から同20番1地先まで	11.9～36.5	0.086
県道	羽島稲沢線	旧	一宮市祐久字外浦1番地先から同明地字平北29番2地先まで 一宮市西中野字渡シ場前153番1地先から稲沢市清水西川原町110番地先まで	A 16.0～40.1	1.349
				B 1.6～26.2	6.293
		新	一宮市祐久字外浦1番地先から稲沢市清水西川原町110番地先まで 一宮市西中野字渡シ場前153番1地先から稲沢市清水西川原町110番地先まで	A 15.8～44.0	5.951
				B 1.6～26.2	6.293

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	248号	蒲郡市拾石町塩浜地先から額田郡幸田町深溝小杉山地先まで
県道	長沢蒲郡線	蒲郡市新井形町前道下地先から同竹島町地先まで
	豊岡三谷港線	蒲郡市三谷町二舗地先から同港町通地先まで
	平井牟呂大岩線	豊橋市清須町字天神地先から同馬見塚町地先まで
	豊橋幸田線	額田郡幸田町深溝小杉山地先から同愛宕山地先まで
		蒲郡市三谷町港町通地先から同竹谷町前浜地先まで
		蒲郡市大塚町十能地先から同三谷町二舗地先まで
		豊橋市清須町字天神地先から同日色野町字新切地先まで
		豊橋市八町通一丁目地先から同馬見塚町地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年4月1日

愛知県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県一宮建設事務所維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	羽島稲沢線	一宮市東加賀野井字江東136番1地先から同萩原町萩原字山越39番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年4月1日

愛知県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
新城市	東三河都市計画下水道事業新 城公共下水道	昭和51年1月9日から 令和11年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	新城市役所

愛知県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
豊川市	東三河都市計画下水道事業豊川公共下水道	昭和55年6月2日から令和12年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 平成30年3月30日愛知県告示第223号の事業地のうち、御油町筑前ヶ谷地内において事業地を変更する。	豊川市役所

愛知県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
蒲郡市	東三河都市計画下水道事業蒲郡公共下水道（豊川処理区）	平成2年8月10日から令和12年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 変更なし	蒲郡市役所

愛知県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
稲沢市	尾張都市計画下水道事業稲沢公共下水道（新川西部処理区）	平成30年3月13日から令和12年3月31日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし	稲沢市役所

愛知県告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
豊橋市	東三河都市計画下水道事業豊橋公共下水道（中島処理区）	昭和59年4月1日から令和13年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	豊橋市役所

愛知県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
豊橋市	東三河都市計画下水道事業豊橋公共下水道（豊川流域関連処理区）	昭和61年4月4日から令和12年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	豊橋市役所

愛知県告示第190号

平成31年愛知県告示第230号（愛知県流域下水道事業財務規則第3条第1号及び第2号に規定する知事が別に定める支出負担行為及び有形固定資産の処分）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

第1号中「の契約」の次に「(特に知事の承認を受けたものを除く。)」を加える。

愛知県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
東海市	知多都市計画道路事業3・4・302号養父森岡線 知多都市計画都市高速鉄道事業名古屋鉄道河和線	平成28年11月4日から 令和9年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	東海市役所

愛知県告示第192号

昭和53年愛知県告示第1173号（広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

1(1)道路の表一般国道23号の項を次のように改める。

一般国道23号	豊橋市境から名古屋市境までの区間	豊橋市境から名古屋市境までの路端から100メートル未満までの区域		豊橋市境から名古屋市境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
	名古屋市境から三重県境までの区間	名古屋市境から三重県境までの路端から100メートル未満までの区域		名古屋市境から三重県境までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

1(1)道路の表一般国道473号の項を削る。

1(1)道路の表県道長沢蒲郡線の項を次のように改める。

県道長沢蒲郡線	蒲郡市清田町大駄和地内清田トンネル西端から同市清田町上大内地内市道前道下上大内1号線の終点までの区間	蒲郡市清田町大駄和地内清田トンネル西端から同市清田町上大内地内市道前道下上大内1号線の終点までの路端から100メートル未満までの区域		蒲郡市清田町大駄和地内清田トンネル西端から同市清田町上大内地内市道前道下上大内1号線の終点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
	蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点から同市松原町地内市道松原町竹島町1号線との交差点までの区間	蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点から同市松原町地内市道松原町竹島町1号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		蒲郡市新井形町前道下地内市道前道下上大内1号線との交差点から同市松原町地内市道松原町竹島町1号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域

1(1)道路の表に次の1項を加える。

県道豊橋幸田線	蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの区間	蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの路端から100メートル未満までの区域		蒲郡市大塚町十能地内一般国道247号との交差点から同市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点までの路端から100メートル以上1,000メートルまでの区域
---------	---	---	--	--

			蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市竹谷町前浜地内市道竹谷前浜油井1号線との交差点までの区間	蒲郡市三谷町小迫地内市道三谷東14号線との交差点から同市竹谷町前浜地内市道竹谷前浜油井1号線との交差点までの路端から1,000メートルまでの区域
--	--	--	--	--

愛知県告示第193号

平成28年愛知県告示第153号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

「9ーこ、9ーさ、9ーし」を「9ーふ、9ーへ」に改め、「点9ーて」の次に「9ーしの各点」を加え、
 「9ーこ 9ーけ点から 183度59分49秒 240.7メートルの点
 9ーさ 9ーこ点から 94度6分4秒 17.3メートルの点 を
 9ーし 9ーさ点から 183度7分21秒 12.1メートルの点」
 「9ーふ 9ーけ点から 183度59分49秒 143.3メートルの点
 9ーへ 9ーふ点から 93度20分35秒 29.1メートルの点」 に改める。

愛知県告示第194号

平成28年愛知県告示第167号（港湾管理者の長が管理する区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

「及び」を「、」に改め、「9ーはの各点を順次結んだ線により囲まれた区域」の次に「及び点9ーふ、9ーへ、9ーは、9ーす、9ーし、9ーさ、9ーこの各点を順次結んだ線により囲まれた区域」を加え、「9ーひの」を「9ーひ、9ーふ、9ーへの」に、
 「9ーせ 9ーす点から 183度17分22秒 181.9メートルの点」を
 「9ーせ 9ーす点から 183度17分22秒 181.9メートルの点
 9ーこ 9ーけ点から 183度59分49秒 240.7メートルの点
 9ーさ 9ーこ点から 94度6分4秒 17.3メートルの点
 9ーし 9ーさ点から 183度7分21秒 12.1メートルの点」 に改める。

愛知県告示第195号

平成28年愛知県告示第209号（愛知県手数料条例別表第14建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する知事が定める機関等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

告示文中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改める。

第1項の表中「別表第14備考第12号口又は第15号口」を「別表第14備考第20号口又は第24号口」に改め、同表備考中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第2項中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項第1号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改める。

愛知県告示第196号

令和3年愛知県告示第207号（愛知県手数料条例別表第14低炭素建築物新築等計画認定事務の項に規定する知事が定める機関等）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

第1項の表中「第7号口」を「第8号口」に改め、同表備考中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

愛知県告示第197号

平成29年愛知県告示第154号（愛知県手数料条例別表第14建築物エネルギー消費性能基準適合認定事務の項に規定する知事が定める機関等）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第198号

平成17年愛知県告示第580号（スポーツ施設の使用料の細目料金及び加算額）の一部を次のように改正し、

令和7年7月1日から施行する。ただし、5 愛知県一宮総合運動場の使用料の細目料金の表陸上競技施設使用料の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

1 愛知県体育館の使用料の細目料金及び2 愛知県体育館の使用料の加算額を削り、3 愛知県武道館の使用料の細目料金を1 愛知県武道館の使用料の細目料金とし、4 愛知県武道館の使用料の加算額を2 愛知県武道館の使用料の加算額とする。

5 愛知県一宮総合運動場の使用料の細目料金の表陸上競技施設使用料の項中

3,000m障害移動障害物	1日一式につき	390		を
周回表示器	1日一式につき	390		
周回表示器	1日一式につき	390		に、
棒高跳用高度計	1日1点につき	190		
走高跳用支柱	1日一式につき	110		を
棒高跳用支柱	1日一式につき	390		
ファール判定装置	1日一式につき	190		
棒高跳用高度計	1日1点につき	190		に改め、

5 愛知県一宮総合運動場の使用料の細目料金を3 愛知県一宮総合運動場の使用料の細目料金とし、6 愛知県口論義運動公園の使用料の細目料金を4 愛知県口論義運動公園の使用料の細目料金とし、7 愛知県総合射撃場の使用料の加算額を5 愛知県総合射撃場の使用料の加算額とする。

愛知県告示第199号

昭和39年愛知県告示第193号（愛知県財務規則第2条の規定による各かいの指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

愛知県知事 大村 秀章

「愛知県総合教育センター」を「愛知県総合教育センター
県立中学校」に改める。

病院事業庁告示

愛知県病院事業庁告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和7年3月28日次のように指定した。

令和7年3月28日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 高橋 隆

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入等を納付させる期間
株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1-22	県立病院の窓口においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する患者負担金等	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
ユーシーカード株式会社 東京都港区台場二丁目3-2	県立病院の窓口においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する患者負担金等	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

愛知県病院事業庁告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を令和7年3月28日次のように指定した。

令和7年3月28日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 高橋 隆

指 定 し た 者	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委 託 の 期 間
弁護士法人ライズ綜合法律事務所 東京都中央区日本橋3-9-1	患者負担金の未収金のうち一部の未収金	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

愛知県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、こい（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流等について、次のように指示する。

令和7年3月28日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 井野川 伸 男

1 指示の内容

- (1) 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、こいが次に掲げる要件の全てを満たしている場合でなければ、これを放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した場所において放流する場合及び区画漁業権に係る漁場において当該区画漁業権を有する者が放流する場合は、この限りでない。
- ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。
- イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するこいと水を介しての接点がないこと。
- ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査又はLAMP法で陰性が確認されたこい群であること。
- (2) 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、その生死を問わず、こいを遺棄してはならない。

2 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

愛知県内水面漁場管理委員会告示第4号

令和7年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量を次のように定めた。

令和7年3月28日

愛知県内水面漁場管理委員会会長 井野川 伸 男

免許番号	漁業協同組合名	放 流					人工 化放流	産 卵 場 造 成					
		あゆ	うなぎ	にじ ます	てなが えび	あまご		あゆ	こい	ふな	うぐい	おい かわ	あまご
		kg	kg	kg	kg	kg	万粒	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
内共第1号	大入川	760	15	350		220							
内共第2号	大入川					10							
内共第3号	大入川					10							
内共第4号	振草川	560	27			150						1	
内共第5号	振草川	30	3			10						1	
内共第6号	豊川上 下豊川 寒狭川下	920	25		25			2	4	4	4	8	
内共第7号	三輪川下 宇連川	200	23			110			2	2		2	
内共第8号	寒狭川下	330	3			80			1	1		1	
内共第9号	寒狭川中部	610	10			150			1			2	2
内共第10号	寒狭川上流	630	30	40		410						1	2
内共第11号	名倉川	360	5	20		110					1		1
内共第12号	名倉川	240	5	10		80					1		1
内共第13号	名倉川	190	5	10		40			1	1			2
内共第14号	矢作川	920	35			80							
内共第15号	巴川	660	40	10		70			1	1	1	2	1
内共第16号	巴川	20				10						1	
内共第17号	三河湖			100					1	1	1	1	
内共第18号	岡崎市	150	20						1	1		1	

内共第19号	男川	560	15			25	1		1			2	1
内共第20号	油ヶ渚		12						1	1			
内共第21号	立田									1			
計		7,140	273	540	25	1,565	1	2	14	13	8	23	10

備考 あゆの産卵場造成については、産卵床 1 m²につき0.858kgの放流とみなす。

